

広島大学学術情報リポジトリ  
Hiroshima University Institutional Repository

Title	谷川徹三「平和の哲学」：世界連邦論を中心に
Author(s)	斉, 錦軒
Citation	HABITUS , 23 : 116 - 130
Issue Date	2019-03-20
DOI	
Self DOI	<a href="https://doi.org/10.15027/47378">10.15027/47378</a>
URL	<a href="http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00047378">http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00047378</a>
Right	
Relation	



# 谷川徹三「平和の哲学」

## —世界連邦論を中心に—

齊 錦 軒

(広島大学大学院博士課程前期)

### 目次

はじめに

第一章 世界連邦運動と世界連邦論

第一節 世界連邦運動の流れ

第二節 世界連邦論の歴史

第二章 谷川徹三が捉える世界連邦の構造

第一節 世界連邦政府と世界法

第二節 国際連合と世界連邦政府

第三章 世界連邦論をめぐる哲学的考察

第一節 世界連邦運動と正戦論

第二節 世界連邦論と恒久平和の構想

おわりに

参考文献

### はじめに

第二次世界大戦終戦直後、アインシュタインやラッセルを中心とする学者たちは、既に構築された国際連合の戦争抑制力が極めて低いことを痛感し、「原子力と原子爆弾を国際管理の下におくべきだ」と強く主張した。それを基づき、

国際連合より強力な権限を持つ世界連邦政府の成立を求める世界連邦運動が高揚していくと同時に、世界各国が一部の主権を世界連邦政府に譲渡し、そのもとに「公正な世界法に基づいて世界の恒久平和と人類の共同福祉を築く」ということを主旨とした世界連邦論が全世界に伝播するようになった。

この世界連邦論は各国の平和運動参加者に多大な影響を与えた。日本においてそれを最も積極的に受容したのものとして、人文学者谷川徹三の名を挙げることができる。彼は、世界連邦運動の発展に独自の解釈を加え、自らの世界連邦論を展開し、日本での世界連邦運動の受容にとって重要な役割を果たした。しかし、今までの谷川徹三研究において、彼の世界連邦論に触れるものはなかなか見つからない。このような背景から早急に谷川徹三の世界連邦論に対する研究の枠組みを作ることが肝要であり、本論文では主に谷川が執筆した世界連邦論に関する論文と著作を対象として、その全体的な流れを把握しながら、その核心部分を捉え、今日におけるその意義を解明してみたい。

## **第一章 世界連邦運動と世界連邦論**

### **第一節 世界連邦運動の流れ**

第二次世界大戦後、国際連合の設立にもかかわらず、ヨーロッパと北アメリカ諸国の夥しい市民団体が、世界平和の実現と世界情勢の安定化を確保できる有効なメカニズムが構築されるように、国際連合より強い権限を持つ国際機関の成立を急いだ。一九四六年、ルクセンブルグで「世界連邦政府のための世界運動(World Movement for World Federal Government)」という国際機構が設立され、世界連邦運動の中心となった。翌年の一九四七年八月十七日、スイスのモントルーで二十四ヶ国から五十一の団体を代表する三百余人の参加する「世界連邦政府のための世界運動第一回国際会議(the first 'Conference of the World Movement for World Federal Government)」が開かれた。七日間の討

論を経て、八月十三日、参加者全員の共通する見解を記した「モントルー宣言 (Montreux Declaration)」が発表され、世界連邦運動の原則及び実現方法を明確に規定した。世界各国においてその理念に共感する人がますます増え、世界連邦運動は最盛期に達した。

その翌年の一九四八年にルクセンブルグで二回目の世界大会が開かれたが、その後顕著化していく米ソ間の対立及び中東戦争と朝鮮戦争をはじめとする一連の局地戦争の勃発に伴い、世界平和の実現可能性は次第に低くなった。その結果、戦後の世界情勢に影響力を及ぼすまえに世界連邦論は既に低迷期に入ったのであった。したがって、元々世界平和の実現を目指し、従来の政治体制を変革しようとする世界連邦運動に対し、その影響範囲と国際政治にもたらした変化からすれば、政治運動としてそれが成功したとは到底言い難い。しかし、世界連邦運動の発展に役割を果たした人々の中に、アインシュタイン・ラッセル・湯川秀樹のような世界的著名な科学者・思想家たちの姿が見られることは、それが単なる政治運動ではなく、当時の代表的なインテリが提唱した平和構想を実践する場でもあることを表明した。「世界連邦論」と呼ばれるその構想は、確かに世界連邦運動の勃発と共に立てられたものであるが、全世界の国家を一つの最高権力を握る超国家的な権力機関の統治下に置くことによって世界平和を実現するという考え方は決して戦後に新しく生まれたものではない。世界連邦論の歴史的根源を探れば、必ずそれらの古典的な世界政府論に到達できる。

## 第二節 世界連邦論の歴史

ギボンの『ローマ帝国衰亡史』における「パクス・ロマーナ(ローマの平和)」という概念<sup>1)</sup>や『帝政論』においてダンテが言及した「最初かつ最高の裁判官」<sup>2)</sup>によって示されたように、二十世紀中葉に生まれた世界連邦論と異なり、古典的な世界政府論において世界平和の実現に最適な政治体制は常に専制君主制と

規定されていた。しかし、ギボンとダンテの著作において示された、平和を促すことができる専制君主制は、市民革命以降立憲君主制や共和制に取って代わられつつあった。仮に今の時代では全世界を統治する唯一の支配機構が作られたとしても、その政体が決して専制君主制ではないともいえる。

十八世紀以降、世界情勢の急激な変化に伴い、世界平和を実現するために世界で唯一の権力機構を作る必要があるという考え方を持つ者はますます増えていった。カント、フィヒテなどの思想家は様々な側面から世界国家、或いは世界市民体制の可能性を考察した。しかし、彼らが生きた時代において、世界の一体化を推進するものはまだ存在しなかったため、その世界国家に関する構想は現実的な方法として提案されるより、むしろ世界平和を実現するための一つのイデーとして描かれるといったほうがより正確である。このような状況が変化していった契機は、十九世紀末葉から二十世紀初頭にかけて国際貨物鉄道運輸連合・国際公衆衛生事務局・国際著作権連合を代表とする一連の国際機関の成立である。これらの国際機関の働きによって、世界の一体化が急速に発展していたのみならず、この時代に生まれる世界政府論もその変化と緊密に結び付け、より積極的に現実的な要素を求めるようになった。

小説『世界はこうなる』において、ウェルズは理想的な世界国家の成り立つ土台について多くのことを語り、その中には後世の世界連邦論者が描く世界連邦政府の理想像と完全に一致するところが多数存在している。とはいえ、ウェルズは世界政府の権力強化に有益な独裁制を支持することに対して、大多数の世界連邦論者は民主主義の立場を取って独裁制を斥けるので、ウェルズの世界政府論を世界連邦論と同一視することはできない。

上述のように、二十世紀中葉に生まれた世界連邦論には、ダンテからウェルズまで歴代の思想家によって唱えられた世界政府論から多大な影響を受けるものが見られると同時に、従来の世界政府論を否定するものも多数含まれている。

時代の変化と共にこれらの相違点が、谷川徹三などの世界連邦論者が世界平和の実現に繋がる世界体制に関する個人的な見解にも現れている。

## 第二章 谷川徹三が捉える世界連邦の構造

### 第一節 世界連邦政府と世界法

国際連合の設立根拠となる「国際連合憲章」の制定者たちは、国際連合が作り上げる枠組みの中で国際協力を促進していくためには、「国際法の革新的な発展及び法典化」に着手する必要があると主張した。しかし、当時国際紛争にとって理想的な解決策であると見なされていた国際法に対し、谷川徹三はそれが世界平和を守る法的規制としてまだ充分でないと考え、それを超える世界法の制定を要求した。世界法と国際法の違いは、正に彼の世界連邦論における核心部分である。

国民国家が成立した際に、憲法を土台として作り上げられる国内法は、国民国家内部の紛争を解決することに重要な役割を果たした。これを出発点として、谷川は、全世界的規模で国内法と同様な権限を持つ世界法を制定すると主張した。

かつて封建諸国家が国民国家（ネーション・ステート）に統一されてから、長い間の国内の戦争が止んだように、現在の国際法のような任意法でなく、国内法と同様、強制力をもった世界法の秩序を、全世界的規模でつくることによって、従来、専ら戦争という手段をもって解決されて来た問題を、法秩序の中における話し合いで解決しようとするものであります<sup>3)</sup>。

この引用において、谷川の唱える世界法は国際法のような任意法ではなく、国内法と同様に強制力を持つということが指摘されている。任意法とは、元々

民法上の専門用語で、当事者が法規の内容と異なる意思を表明する場合、自らの法的効力が失われる法規を指し、当事者の意思にかかわらず適用から排除することができない強制法と対比されるものである。国家を当事者として制定される国際法を任意法の範疇に入れた谷川が述べようとするのは、たとえ国家主権を制限することを意識した上で制定する国際法といえども、その強制性を確保できない限り、国家間の戦争が起こる危険性を減らすことができないということであろう。しかし、国際法はその本質から見れば、国家間の関係を調整するという目的で制定される法規であり、国民国家が人間社会における最も強力な権限を有する最上級の共同体類型であることを前提として法的効力を発揮しているのである。つまり、国民国家が持つ絶対主権と比べれば、国際法はより高いレベルに位置するものではなく、同じレベルか絶対主権の下位かに位置するものに過ぎない。それゆえ現在では、既存の国際法は国民国家が持つ絶対主権を制限するどころか、むしろ国民国家により廃止・改定されつつある。また、新たな国際法を制定することは国民国家が自らの主権を主張するために用いる政治的手段に成り下がってしまう。

したがって、国際関係を規律する法的根拠として、国際法には重大な欠陥がある。この欠陥からすれば、谷川が国内法と同様に強制する法的拘束力のある世界法を制定することの必要性を説いた理由をよく理解することができる。かつて国民国家の形成期において、国内法の確立により国家内部での紛争が解決され、新たに成立した国民国家の飛躍的な発展をもたらした。その原因として、国内法の制定と執行は、絶対的な権威を持つ最高意思決定機関により確保されているということが挙げられる。更に明確にいうと、国内法の背後に統治権を中心とする国家権力が潜んでいることこそ国内法の法的拘束力が認められる最大の理由である。国家の最高意思に大きな変化が起こらない限り、関係機関は全体として統一性を持つ国家権力の下で国内法を制定して執行させるという状

況にも変わりはない。こうした状況下において、国内法が有する普遍性と強制性は国家権力の普遍性と強制性から生み出される。全ての国民と団体は国家の統治を受けなければならないということと同様に、国内法を遵守することは基本的な義務であると見なされている。また、国家権力に逆らう者は必ず国家の制裁を受けることと同様に、違法行為をする者は必ず国内法によって裁かれる。

したがって、世界法が強制する法的拘束力を有する条件として、全世界を通じて普遍的かつ強制的な支配力を持つ権力機関を設立しなければならない。ここで世界連邦政府の必要性が浮上した。

世界連邦政府とは第一に、各構成国家のみならずその国家の人民の一人一人に国内法と同様に適用される世界法を、制定し、解釈し、施行しうる権能をもった一つの政府を意味します。第二に、その世界法によって特定の権能を世界政府に与えはしますが、他のあらゆる権能は現存の国家とその人民に留保されるという意味で、それは連邦制をとる。第三に、それは同じイデオロギーなり同じ経済組織なりをもつ国家群だけの連邦ではなく、世界全体を包括しようとするものである。この三つの条件を備えなければ真に世界連邦政府の名に値しないのであります<sup>4)</sup>。

上記のような定義から見れば、世界連邦政府は普遍性と強制性を持つ権力機関であると規定されていることがわかる。普遍性とは、「同じイデオロギーなり同じ経済組織なりをもつ国家群だけの連邦ではなく、世界全体を包括しようとするもの」であり、異なるイデオロギーによって所属する陣営の対立に関わりなく、世界中のあらゆる国と地域をその支配下に置き、それが有する権限は世界的に認められ、世界連邦政府の「世界」に相当する。強制性とは、「各構成国家のみならずその国家の一人一人に国内法と同様に適用される世界法を、制定



し、解釈し、施行しうる権能をもった一つの政府」であり、この世界に住む全ての人間に直接関係する世界法の制定から執行までの全過程を確保するために必要不可欠な権力機関として、世界連邦政府の「政府」に相当する。谷川の世界連邦論において、この二つの属性を備える世界連邦政府は世界法の法的拘束力を確保できるものであり、真の世界平和をもたらし得るものである。

## 第二節 国際連合と世界連邦政府

世界連邦政府を建設する構想が立てられるまえに、世界平和の維持を基本的な目標とした国際機構であった国際連合は既に構築され、しかも全世界に渡って活躍し、新しい世界秩序の確立と数々の国際問題の解決に際して欠かせない役割を果たした。しかし、当時において国際連合に対してある種の不信感を抱く人はまだ大勢存在していた。その不信感を生じさせる要素として、主に二つの構成部分が挙げられる。一つは国家利益の問題に対する国際連合の無力さであり、もう一つは国際連盟の失敗を連想させる位置に置かれている国際連合の未来に対する不安である。このような不信感を持つことはそれぞれ異なった理由によって引き起こされるのであるが、当時の世界連邦論者たちに共通した特徴である。

谷川徹三の場合、彼の国際連合に対する不信感を引き起こす具体的なものは国際連合安全理事会を構成する五つの常任支持国に与えられている拒否権である。

巨大な世界的機構として、それはすでに現実に幾多の実績をあげて来ております。しかしそれにもかかわらず、安全保障理事会における拒否権の容認によってそれは骨抜きにされ、その本来の機能を発揮することができないでいる。そこから米ソそれぞれの世界政策が強行されているのが現状で、

国家のエゴイズムに基づいて世界政策は、冷い戦争という形で、すでに幾年かの対立緊張をつづけているわけでありませう<sup>5)</sup>。

谷川によると、国際連合安全保障理事会における拒否権の承認は、世界平和を維持する国際機構から離脱させ、アメリカやソ連のような超大国が自国のエゴイズムに基づいて実施した世界政策を抑えることができず、最終的には冷戦体制の確立を加速させる一要因となった。国際連合が米ソ両国間の対立を緩和できなかつたという点を考慮に入れれば、谷川説は評価に値するが、常任理事国への拒否権付与の承認によってもたらされたものは、彼が示したほどマイナスの物ばかりではない。冷戦時代における五つの常任理事国の中に、アメリカ・イギリス・フランスは資本主義陣営に属し、ソ連・中国（中華民国を継承した中華人民共和国）は社会主義陣営に属した。対立しつつある両陣営を代表するこの五つの大国に拒否権を与えることによって、安全保障理事会に提供される枠組みの中で相手側の提出した決議案を否決することが可能となり、結果として、安全保障理事会において両陣営の間にある種の均衡が保たれることとなった。こうして現れた均衡は、十八世紀の西ヨーロッパで定義された「勢力均衡 (balance of power)」に準えられることとなり、当時の世界情勢に多大な影響を及ぼした。安全保障理事会における拒否権の使用を経て、両陣営は相手側がその意思を自勢力に強制できるほど強大になることを妨げ、互いに牽制し合っていた。したがって、安全保障理事会はいうまでもなく、国際連合全体においてもいずれかの加盟国が他国に対して圧倒的な優位に立つ独断できる国家になれず、安全保障理事会における拒否権の承認も覇権主義の発展を阻害する外交手段となった。その結果、国際連合は資本主義陣営と社会主義陣営の間に生じる対立を緩和できなかつたが、当時の世界で最も発言権を持つ五つの国家間の均衡を保つことによって、覇権主義に準ずる大国間の直接的な軍事衝突の発

生する危険性を減らすことができたのである。この点において国際連合が果たした役割を評価すべきである。

しかしながら、真の世界平和を実現することに対してこの大国間の均衡状態が果たして価値あるものであるかどうかについてはまだ議論する余地がある。十八世紀のイギリスで「勢力均衡」という構想が生まれた最初期とほぼ同じ時期、ヒュームを含む一部の思想家たちが既にそれに関わる道徳的問題を指摘した。ヒュームによると、「勢力均衡」の規則に従う国家は外交政策を決定する際、権力政治(power politics)を唯一の原則としていた。ある種の均衡が保たれている状態で自国の国益を守るために、国家の統治者は軍事力を含む国力の増強を最優先課題としたり、かつて結ばれた条約や合意にかかわらず擁護する立場を変えたりした。その時その統治者が下す判断に影響を与えるものは、正義と公正など何等かの道徳的や宗教的やイデオロギー的な観念に関する考慮ではなく、自国の国益及び他国との実力差に関する計算に他ならないのであるが故に、賞賛に値する諸々の価値を実現する道に背く行為が行われることも珍しくないとされる<sup>6)</sup>。この批判は、国際連合において維持されている大国間の均衡状態にも適用できる。安全保障理事会で拒否権を持つ五つの大国にとって、ある決議案が採択されるかどうかを決定する際に優先的に考えられるものは、社会正義と世界平和の実現と関わりがある矛盾の解決にその決議案がどれぐらいの価値を有するかという価値判断の問題というよりも、むしろその決議案の採択によって自国がどれぐらいの利益を得られるかという損得勘定である。ここで以下に示すような状況の出現は想定できる。即ち、世界平和の実現に役立てる決議案が提出されたとしても、それがいずれかの大国の利益獲得を阻害するものと認定されれば、その国は必ず拒否権を通じてその決議案の採択阻止を狙うのである。これは世界平和の実現を阻止する大きな障害物であるのみならず、しばしば出現する国際政治の停滞をもたらした一因でもある。また、安全保障理事

会における拒否権の承認は大国間の均衡を保つことに成功したと同時に、小国同士の勢力争いを激化したのである。大国の均衡状態に殆ど影響を及ぼさない小国間の対立は、常に大国間で行われる利益の取引の一環として見なされていた。その対立を通じて自国が莫大な利益を得られると判断する場合、大国は国際連合の機能を有効に活用してその早期解決を求めるところか、自らがそれに積極的に関与し、対立状態によってもたらされる利益を独占しようとした。これらの問題を解決できなければ、世界平和は実現不可能なものとなり、新しい世界大戦を引き起こす重大な事件を勃発する危険性を完全に取り除くことはできない。これについて、谷川も同様の見解を示し、「それは安全保障理事会というその中核体において拒否権を認めているため、大国の国家的エゴイズムを押さえることができず、したがって重大な問題についてかえって決定ができないでいる。つまり、次の世界戦争を惹起する危険のないような問題は処理できるが、次の世界戦争を惹起する危険のあるような問題は処理できないのであります」<sup>7)</sup>と述べた。国際連合が設立した後も世界各地で途切れずに勃発する局地戦争、並びに世界の終焉をもたらす核戦争に対する恐怖は、まさに彼の説を支持する最も有力な証拠である。

とはいえ、このような結果を招く原因は全て国際連合安全保障理事会における拒否権の承認にあるという結論が絶対に正しいとも限らない。国際連合の戦争抑制力が低下するという結果をもたらす原因は特定の政策や制度にあるというより、むしろ設立当初から規定されている国際連合の原則にあると言ったほうが適切であろう。谷川の世界連邦論において、何の制限も受けない絶対主権の存在によって、国家のエゴイズム（自国第一主義）の正当性を訴える国民国家の利益への独占欲は永遠に満たされないもので、その絶対主権に制限を設けない限り、国家間の対立を解消することができず、世界平和の実現も不可能なことである。国家のエゴイズムに引き起こされる問題に対する谷川が提出した解

決策は、スープレナショナリズム(supranationalism 国際関係論において、国家より上位にある次元の主体に権限を譲渡するという概念)の立場において現存する全ての国民国家より強い権限を持つ世界連邦政府を築き上げ、また国内法と同様に強大な法的強制力がある世界法の制定によって、各国の政府と国民が守るべき規則を設定し、国民国家が有する絶対主権に制限を加えることである。一方、国際連合が提出した解決策は各国（中でもとりわけ重要な地位を占めるのは安全保障理事会で拒否権を持つ五つの大国）の意思を十分に尊重し、国家主権の行使を妨げないことを前提に、国際協力の促進を通じて国益の獲得に専念する国々を全人類の共通利益の実現を図る方向へ導くことである。しかし、この七十余年の歴史を見れば、国際連合はやはりエゴイズムの思想に支配される国家が持つ国益への執着心を安易に考えすぎたのである。

上述のように、同じく世界平和の維持を究極的な目標とする国際機構であるが、国際連合と世界連邦政府はそれぞれ反対の方向を選んだのである。また、今日の国際政治において、この二つの方向は同時に行き詰まりを見せている。各国の間に客観的に存在する種族・宗教・文化・伝統の差異及びナショナリズムの影響によって、世界連邦政府を設立すること自体は極めて困難な作業である。現実世界で既に機能を果たしていた国際連合にしても、各国の政府に殆ど強制力を持たないため、重大な問題に対応する際に、その存在感がかえって薄くなるという深刻な不足がある。設立当初と比べれば、何度か行われた自己改革を通じて、国際連合が既にその自身に含まれる幾つかの問題を解決したという事実を認めざるを得ないが、文字通りの意味で真実性がある世界平和を守れる国際機構になるために、国際連合が更なる改革を目指すことの必要性を再び強調しなければならない。その改革は、従来政府間主義に基づき、専ら国際協力の推進に力を入れるのか、それともスープレナショナリズムの方向に転換し、自身の強制力の強化を推し進めるのか。この問題に対する最後の選択は、

未来の国際政治の形式のみならず、世界平和のあり方にも甚大な影響を与えることができるに相違ない。

### 第三章 世界連邦論をめぐる哲学的考察

(略)

#### おわりに

谷川徹三の戦争観によれば、戦争は歴史においてたびたび重要な役割を果たしたが、核兵器を代表とする大量破壊兵器の出現に伴い、人間社会に対して戦争が担う役割より、それによってもたらされる破壊と損失は遥かに大きい。そもそも戦争は人間の中の奥深いところに潜む闘争本能から生み出される非合理的なものであるがゆえに、限られた範囲で戦争をすることはまず不可能である。最初は小規模な地域紛争であるとしても、それを正しい方向に導く強制力のある権力機関がなければ、その範囲がますます拡大していき、最終的には世界大戦のような大規模な戦争になり、人類の文明を破壊し尽くすという可能性は依然として残る。

谷川は「その危機に面してわれわれは最後に頼るものとして人間の理性に頼ろうとしているのであります。(中略)人間の進歩とはその理性的努力の圏を拡大するにあるからであり、「人間の科学」はその圏を拡大することをますます可能にすると信ずるからであります」<sup>8)</sup>と述べ、大規模な戦争が発生する危険性を減らし、非合理的なものとしての戦争に訴える衝動を抑えるためには、人間の理性を十分に働かせるべきだと主張した。第二次世界大戦終結から今日に至るまでのこの七十余年、世界はまさに彼の主張に示される方向に進んできた。アメリカとソ連(今のロシア)のような対立する大国は、大量の核兵器を保有し、互いの文明を一瞬で破壊し尽くす力を持ったが、大規模な戦争になりそうな正

面衝突をできる限り避け、国連の枠組みにおける外交手段で矛盾を解決しようと努めた。これは「理性的努力の圏を拡大する」ための第一段階である。今後、国際法の革新を含む「人間の科学」の更なる発展につれ、国連を土台とする普遍性と強制性を持つ上位の権力機関の成立も可能となろう。その時、世界平和は単なる空想的な理想ではなく、現実的に到達できる目標となる。

## 参考文献

谷川徹三「日本国憲法と世界憲法」岩波書店『世界』第 272 号、1968 年 7 月

谷川徹三『世界連邦の構想』講談社、1977 年

谷川徹三「世界新秩序と日本の進路」潮出版社『潮』第 101 号、1968 年 10 月

谷川徹三「世界政府の理想」岩波書店『世界』第 169 号、1960 年 1 月

カント著、宇都宮芳明訳『永遠平和のために』岩波書店、1985 年

ジェームズ・ボーマン、マティアス・ルツューバッハマン編、紺野茂樹・田辺俊明・舟場保之訳『カントと永遠平和——世界市民という理念について』未来社、2006 年

アリストテレス著、神崎繁・相澤康隆・瀬口昌久訳『アリストテレス全集 17——政治学・家政論』岩波書店、2018 年

A・アインシュタイン著、井上健訳『科学者と世界平和』講談社、2018 年

Thomas Bowdler, *Gibbon's History of the Decline and Fall of the Roman Empire: for the use of families and young persons* (Vol I), London, 1826

Nicholas Hagger, *The World Government*, John Hunt Publishing, 2010

Frederick G. Whelan, "Robertson, Hume, and the Balance of Power", *Hume Studies*, Volume XXI, Number 2 (November 1995)

Carl von Clausewitz, *Vom Kriege hinterlassenes Werk*. 1, Berlin, Ferdinand Dümmler, 1853

Jonathan Glover, *Causing Death and Saving lives: The Moral Problems of Abortion, Infanticide, Suicide, Euthanasia, Capital Punishment, War and Other Life-or-death Choices*, Penguin UK, 1990

Immanuel Kant, *Über den Gemeinspruch: Das mag in der Theorie richtig sein, taugt aber nicht für die Praxis*, Hofenberg, 2016

Ely Culbertson, “The Preliminary Draft of a World Constitution, by the Committee to Frame a World Constitution”, *Indiana Law Journal*, Volume 24, Issue 3(Spring 1949)

## 註

1)Thomas Bowdler, “Gibbon’s History of the Decline and Fall of the Roman Empire: for the use for families and young persons(Vol 1)”, p.84

2)Nicholas Hagger, “The World Government”, p.20

3)谷川徹三「世界新秩序と日本の進路」潮出版社『潮』(101) pp.156－157

4)谷川徹三『世界連邦の構想』 p.26

5)同上、 p.158

6)Frederick G.Whelan, ‘Robertson, Hume, and the Balance of Power’, “Hume Studies Volume XXI, Number 2”, p.326

7)谷川徹三『世界連邦の構想』 p.15

8)同上、 pp.35－36